

2,300千円等を充てることと
しています。

委員 専門部会等が必要となる各
市町の職員、あるいは協議
会事務局職員の時間外勤務手当は
協議会予算に計上されないのか？

回答 時間外勤務手当については
は、各市町の予算で対応す
ることになっていきます。事務局職
員分も同様です。

□協議案第4号 新市名候補選定小
委員会規程

▽原案のとおり可決されました。
新市の名称の候補の選定に関す
る事項について、小委員会が調査
又は審議を行うため、必要な事項
を定めました。

委員 小委員会のメンバーの選
考方法について説明して
ほしい。

回答 協議会議員については、規程
に定められている方にお願
いすることになります。各市町の
学識経験者から選任される委員に
ついては、会長が指名する者を充
てるということで規程に定めてい
ます。

□協議案第5号 新市の事務所の位
置検討小委員会規程

▽原案のとおり可決されました。
新市の事務所の位置、建設の是非、
事務局の事務所の方式等につい
て、小委員会が調査又は審議を行
うため、必要な事項を定めまし
た。

□協議案第6号 新市建設計画策定
小委員会規程

▽原案のとおり可決されました。
新市建設計画策定に関する事項
について、小委員会が調査又は審
議を行うため、必要な事項を定め
ました。

協議された事項

▽協議第1号 会議の運営申し合
わせ事項について

▽協議会は15回開催の予定で、開
催日及び開催時間は原則として、
毎月第4金曜日の午後1時30分か
ら行うことが提案され、確認され
ました。(会場は2市2町持ち回
り)
2回目以降の開催予定は次のと
おりです。

回数	開催日
第2回	平成14年11月22日
第3回	平成14年12月27日
第4回	平成15年1月31日
第5回	平成15年2月28日
第6回	平成15年3月28日
第7回	平成15年5月23日
第8回	平成15年6月27日
第9回	平成15年7月25日
第10回	平成15年9月26日
第11回	平成15年10月24日
第12回	平成15年11月14日
第13回	平成16年1月23日
第14回	平成16年2月27日
第15回	平成16年9月24日

合併協議会開催予定

□協議第2号 合併協議項目及び
事務事業の調整方針について

▽合併協議項目について、次のと
おり22項目とすることが提案さ
れ、確認されました。

□協議第3号 合併の方式につ
いて

別表1 新市名候補選定小委員会委員

市町名	役職	氏名
西条市	西条市議会議員	井上 豊 實
	学識経験者	瀬川 政 子
東予市	東予市議会議員	越智 宏 司
	学識経験者	山内 サダ子
丹原町	丹原町議会議員	徳永 英 光
	学識経験者	服部 和 子
小松町	小松町議会議員	佐伯 出
	学識経験者	有馬 馨

▽「西条市、東予市、周桑郡丹原
町及び同郡小松町を廃止し、その
区域をもつて新しい市を設置する
新設合併とする。」という合併の
方式が提案され、確認されまし
た。

□協議第4号 合併の期日につ
いて

▽合併の期日は、平成16年11月1
日を目標とすることが提案され、
確認されました。

□協議第5号 新市の名称につ
いて

別表2 新市の事務所の位置検討小委員会委員

市町名	役職	氏名
西条市	西条市助役	石川 昭 司
	西条市議会議長	青木 五十 司
東予市	東予市助役	藤元 美 近
	東予市議会議長	近 莚 田 良 一
丹原町	丹原町助役	渡北 野 英 昭
	丹原町議会議長	岡田 哲 雄
小松町	小松町助役	戸田 健 一
	小松町議会議長	真鍋 行 義

▽新市の名称については、小委員
会を設置して候補を選定し、協議
会で協議することが提案され、確
認されました。

□協議第6号 新市の事務所の位
置について

▽新市の事務所の位置について
は、小委員会を設置して検討し、
協議会で協議することが提案さ
れ、確認されました。

□協議第7号 新市建設計画策定
について

▽新市建設計画の策定について
は、小委員会を設置して検討し、
協議会で協議することが提案さ
れ、確認されました。

別表3 新市建設計画策定小委員会委員

市町名	役職	氏名
西条市	西条市助役	石川 昭 司
	西条市議会議員	井上 豊 實
東予市	東予市助役	近 藤 經 美
	東予市議会議員	越智 宏 義
丹原町	丹原町助役	森川 野 昭
	丹原町議会議員	徳永 英 光
小松町	小松町助役	今井 正 次
	小松町議会議員	佐伯 出

新市の事務所の位置検討小委員
会規程が可決され、小委員会のメ
ンバーが別表2のとおり決まりま
した。

新市建設計画策定小委員会規程
が可決され、小委員会のメンバー
が別表3のとおり決まりました。

合併協議項目

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- 財産の取扱い
- 協議会議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 地方税の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 条例・規則等の取扱い
- 組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- 使用料・手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 補助金・交付金等の取扱い
- 町名・字名の取扱い
- 慣行の取扱い
- 行政連絡機構等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
- 国民健康保険事業関係
- 介護保険事業関係
- 福祉関係
- 保健関係
- 環境衛生関係
- 消防防災関係
- 人権・同和对策関係
- 農林水産関係
- 商工観光関係
- 都市計画関係
- 建設事業関係
- 上・下水道事業関係
- 教育関係
- 電算システム関係
- 情報公開関係
- 広報広聴関係
- その他の事務事業
- 新市建設計画